**全ての事業者が対象**

**第〇章　大規模地震の防災・減災対策**

大規模地震に係る防災減災対策を次のとおり定める。

**１　地震に対する基本方針、緊急時の体制**

事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報を収集し、地震が発生した際は、従業員や来訪者など人命の安全確保を最優先に、高圧ガス設備を安全に停止することを基本とし、次の各事項のとおり緊急時の体制や行動基準等をあらかじめ定めておく。

(１) 地震発生時の防災組織の編成（別紙１）

(２) 各編成班の任務（別紙２）

(３) 高圧ガス施設の停止手順及び被害拡大の防止策（別紙３）

(４) 関係機関への通報(別紙４)

(５) 避難場所の選定（別紙５）

(６) その他必要な事項

※別紙１～５について添付又は内容を記載

**２　緊急措置訓練・避難訓練等**

大規模地震発生時の防災体制を迅速に確保するため、上記第〇章.１各事項に基づく緊急措置訓練を実施する。また、避難にあっては、避難場所までの経路や誘導方法なども定めておき、従業員や来訪者の迅速な避難を促せるよう避難訓練を実施する。

なお、これらの訓練は１年に２回以上実施し、うち１回は夜間時など従業員が少ない状況を想定した訓練を実施する。

**３　事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認**

大規模地震による建物倒壊、道路封鎖等により避難場所へ避難できない場合を想定し、事業所内の一時避難場所に食糧や日用品を一定量備蓄しておく。また、消費期限等に伴い食料等を更新する。あわせて、非常電源や照明なども常備し、停電等の事態に備える。

**４　その他必要な教育、訓練等**

第〇章．２に定める訓練の他、次のような訓練を実施する。

１)事業所の被災状況の関係行政等への通報訓練

２)事業所の被災状況の近隣住民等への情報周知訓練

３)地震や津波終息後における製造装置の被害状況確認訓練

４)保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置

**危害予防規程に追加すべき事項の記載例**

本記載例を使用するにあっての注意点

１. 原則、法令が要求している危害予防規程に定める事項を、自らの製造所等の状況を考慮し、遵守可能な対策を自ら検討し作成することが本来の作成手順となります。

２. 特段の指導が無い場合や、自ら作成することが困難な場合、事業者の作成の一助となることを目的とした記載例となります。

３. 記載している内容について、自らが実践できるかどうかが重要です。記載内容の実施が困難な場合や、事業所の実情に合わない場合などは、それぞれの実態に即して記載を変更してください。

４. 記載している地震対策について、既に危害予防規程に定めている場合は、詳細項目に抜けている事項が無いか確認し、抜けている事項がある場合は追加規定してください。